

介護保険制度における要介護認定のしくみ

1 要介護認定とは

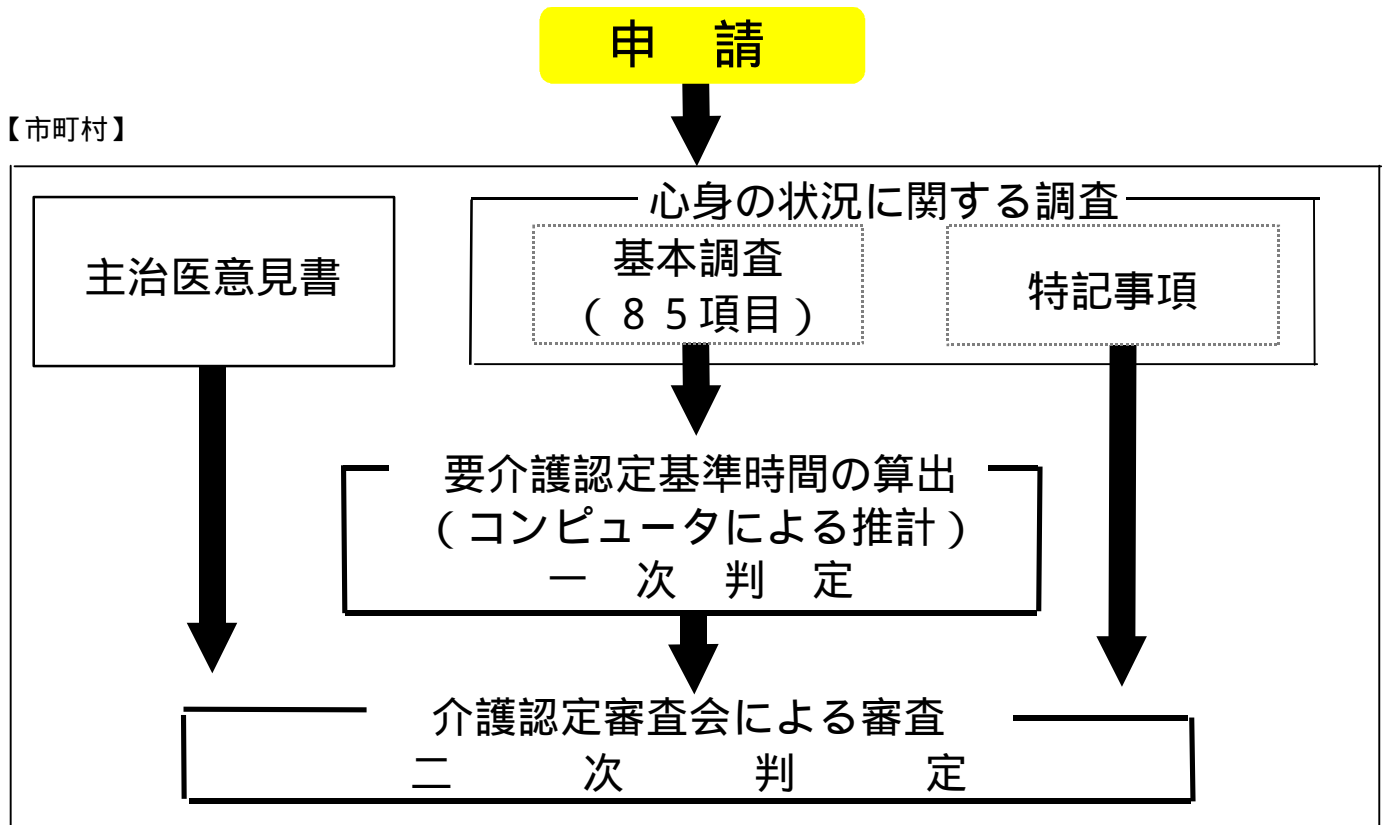
介護保険制度では、寝たきりや痴呆等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。

この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うのが要介護認定であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会で判定される。

要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定める。

2 要介護認定の流れ

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者より構成され、高齢者の心身の状況調査に基づくコンピュータ判定の結果（一次判定）と主治医の意見書等に基づき審査判定を行う。



要介護認定基準について

要介護認定は、「介護の手間」を表す「ものさし」としての時間である「要介護認定等基準時間」を下記基準にあてはめて実施するもので、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年 4 月 30 日厚生省令第 58 号）」として定められている。

要介護認定等基準時間の分類

直接生活介助	入浴、排せつ、食事等の介護
間接生活介助	洗濯、掃除等の家事援助等
問題行動関連介助	徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
機能訓練関連行為	歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
医療関連行為	輸液の管理、じょくそうの処置等の診療の補助等

要介護等認定基準

要支援	・ 上記 5 分野の要介護認定等基準時間が 25 分以上 30 分未満 またはこれに相当する状態 ・ 上記 5 分野の要介護認定等基準時間が 30 分未満 かつ、間接生活介助、機能訓練関連行為の 2 分野の要介護認定等基準時間の 合 計が 10 分以上 またはこれに相当する状態。
要介護 1	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が 30 分以上 50 分未満 またはこれに相当する状態
要介護 2	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が 50 分以上 70 分未満 またはこれに相当する状態
要介護 3	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が 70 分以上 90 分未満 またはこれに相当する状態
要介護 4	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満 またはこれに相当する状態
要介護 5	上記 5 分野の要介護認定等基準時間が 110 分以上 またはこれに相当する状態



大蔵省印刷局発行

○厚生省令第五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七
条第一項及び第二項、第二十七条第八項前段（同
法第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十
條第二項及び第三十一條第二項において準用する
場合を含む。）並びに第三十二條第四項前段（同法
第三十三條第四項及び第三十四條第二項において
準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同
法を實施するため、要介護認定等に係る介護認定
審査会による審査及び判定の基準等に関する省令
を次のように定める。

平成十一年四月三十日

厚生大臣 宮下 創平

要介護認定等に係る介護認定審査会による
審査及び判定の基準等に関する省令
(要介護認定の審査判定基準等)

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
第七條第一項「法」といふ（第七條第一項の厚生省令で
定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法
第二十七條第八項前段（法第二十八條第四項、
第二十九條第二項、第三十條第二項及び第三十
一條第二項において準用する場合を含む。）次項
において同じ。）に規定する介護認定審査会による
審査及び判定は、被保険者が当該区分に応じ
た場合に当該各号に掲げる状態のいずれに該当
するかに基づいて行われなければならない。

一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十分
以上五十分未満である状態（当該状態に相当
すると認められるものを除く。）又はこれに
相当すると認められる状態

二 要介護二 要介護認定等基準時間が五十分
以上七十分未満である状態（当該状態に相当
すると認められるものを除く。）又はこれに
相当すると認められる状態

三 要介護三 要介護認定等基準時間が七十分
以上九十分未満である状態（当該状態に相当
すると認められるものを除く。）又はこれに
相当すると認められる状態

四 要介護四 要介護認定等基準時間が九十分
以上百十分未満である状態（当該状態に相当
すると認められるものを除く。）又はこれに
相当すると認められる状態

2

第二号被保険者

第二号被保険者（法第九條第二号に規定する
第二号被保険者をいう。次条第二項において同
じ。）の要介護状態の原因である身体上又は精神
上の障害が特定疾病（法第七條第三項に規定す
る特定疾病をいう。次条第二項において同じ。）
によつて生じたものであるかについての法第二
十七條第八項前段に規定する介護認定審査会に
よる審査及び判定は、法第二十七條第六項（法
第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十
條第二項及び第三十一條第二項において準用す
る場合を含む。）の主治の医師（以下この項にお
いて「主治医」といふ。）の意見又は指定する医
師若しくは当該職員で医師であるもの診断の
結果及び法第二十七條第九項（法第二十八條第
四項、第二十九條第二項、第三十條第二項及び
第三十一條第二項において準用する場合を含む。）、
審査及び判定に係る被保険者、その家族、
主治医その他の関係者の意見等を勘案して行う
ものとする。

(要介護認定の審査判定基準等)

第二条 法第七條第二項の厚生省令で定める程度
は、次の各号に該当する程度とし、法第三十二
條第四項前段（法第三十三條第四項及び第三十二
條第二項において準用する場合を含む。）次項
において同じ。）に規定する介護認定審査会による
審査及び判定は、被保険者の状態が前条第一
項各号のいずれにも該当せず、かつ、次の各号
のいずれかに該当するかについて行うものとする。

一 要介護認定等基準時間が二十五分以上であ
る状態（当該状態に相当すると認められない
ものを除く。）又はこれに相当すると認められ
る状態

二 次条第二号及び第四号に掲げる行為に係る
要介護認定等基準時間が十分以上である状態
（当該状態に相当すると認められないものを
除く。）又はこれに相当すると認められる状態

2

前条第二項の規定は、第二号被保険者の要介
護状態となるおそれのある状態の原因である身
体上又は精神上の障害が特定疾病によつて生じ
たものであるかについての法第三十二條第四項
前段に規定する介護認定審査会による審査及び
判定について準用する。この場合において、前
条第二項中「法第二十七條第六項（法第二十八
條第四項、第二十九條第二項、第三十條第二項
及び第三十一條第二項において準用する場合を
含む。）」とあるのは「法第三十二條第二項（法
第三十三條第四項及び第三十四條第二項にお
いて準用する場合を含む。）において準用する法第
二十七條第六項」と、法第二十七條第九項（法
第二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十
條第二項及び第三十一條第二項において準用す
る場合を含む。）」とあるのは「法第三十二條第
五項（法第三十三條第四項及び第三十四條第二
項において準用する場合を含む。）において準用
する法第二十七條第九項」と読み替へるものと
する。

(要介護認定等基準時間)

第三条 第一條第一項各号及び前條第一項各号の
要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当
該被保険者に対する法第二十七條第二項（法第
二十八條第四項、第二十九條第二項、第三十條
第二項、第三十一條第二項及び第三十二條第二
項（第三十三條第四項及び第三十四條第二項に
おいて準用する場合を含む。）において準用する
場合を含む。）の調査の結果から、当該被保険者
に対して行われる次に掲げる行為に要する一日
当たりの時間として、厚生大臣の定める方法に
より推計される時間とする。

- 一 入浴、排せつ、食事等の介護
- 二 洗濯、掃除等の家事援助等
- 三 徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後
始末等
- 四 歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- 五 輸液の管理、じよく瘡の処置等の診療の補
助等

第四条 (都道府県介護認定審査会に関する読替え)
法第三十八條第二項の規定により審査判
定業務を都道府県に委託した市町村について、
第一條及び第二條の規定を適用する場合にお
いて、これらの規定中「介護認定審査会」とあ
るのは、「都道府県介護認定審査会」とする。

附則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。